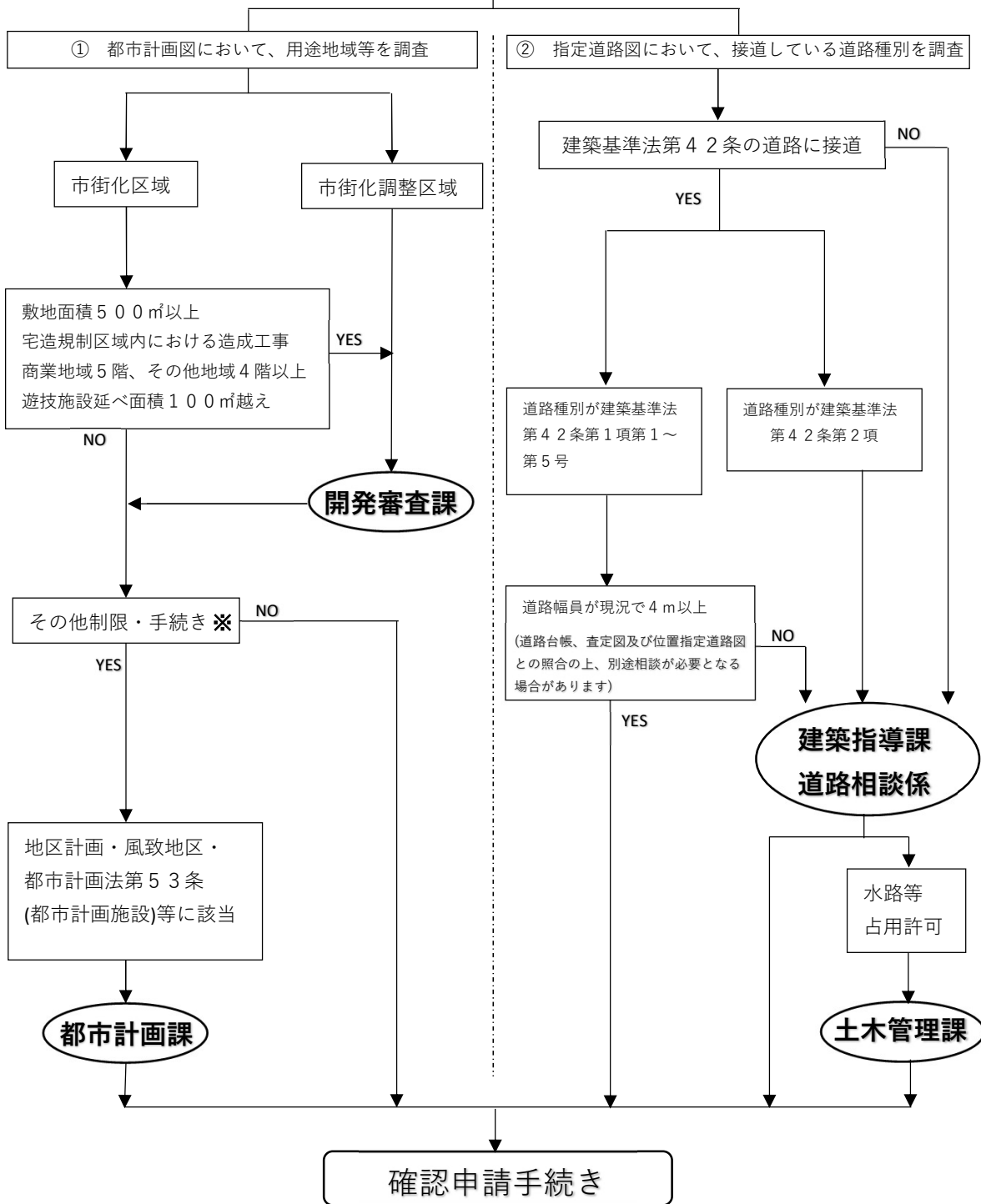


小田原市内の建築計画における主な調査フロー

小田原市地理情報システムNavi-Oにて計画地を検索(①・②を同時に進行可)



注意事項

・計画地や建築物の規模・用途によっては、上記以外の担当所管課との協議が必要となる場合がございます。

※その他制限・手続きは、小田原市屋外広告物条例に基づく許可申請・景観法及び景観条例に基づく届出等があります。

詳細につきましては、建築確認べり帳(小田原市)をご確認ください。